

## 千本木台住宅地

### 分譲地申し込み手続きについて

- 1 申込受付 随時申し込みを受け付けています。
- 2 申込資格
  - ◇ 土地所有権移転後5年以内にご自分がお住まいになるための住宅を建設できる方。
  - ◇ 分譲条件を承知し、守っていただける方。
  - ◇ 土地分譲代金を宅地売買契約締結の日から1ヵ月以内に半額、残金を宅地売買契約締結の日から3ヵ月以内に完納できる方。  
(現在町内、町外にお住まいかは問いません。)
- 3 申込受付方法 「宅地分譲地申込書」を池田町土地開発公社へ提出してください。  
(郵送可)
- 4 購入者の決定 購入者の決定は先着順とします。
- 5 その他
  - ◇ 契約は、申し込みから1ヵ月以内とさせていただきます。
  - ◇ 契約の際、実印と契約印紙(5千円分)が必要となります。
  - ◇ 宅地の所有権移転登記の際、5年間の買戻し特約を設定させていただきます。  
(住宅建築後、申出により解除可)

※土地の購入にあたり、登録免許税(所有権移転登記時)・不動産取得税(県税)の他に、毎年1月1日を基準日として固定資産税(町税)がかかります。

#### \* 申込み・お問い合わせ先 \*

池田町土地開発公社(池田町役場内)

〒399-8696

長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6

電話 0261-62-3130